

## 平成 30 年度第 2 回自然再生専門家会議 議事概要

日時：平成 31 年 2 月 26 日（火） 14：00～16：30

場所：経済産業省別館 1107 各省庁共用会議室

出席者（敬称略）：

（委員長） 鷺谷 いづみ

（委員） 今村 信大      大河内 勇      小林 達明      佐々木 淳  
          志村 智子      山本 智子      和田恵次

（関係省庁）環境省、農林水産省、国土交通省、文部科学省から関係者  
（実施者）環境省北海道地方環境事務所稚内自然保護官事務所担当者

会議は公開にて行われた。

### 【議題 1 自然再生事業実地計画について 上サロベツ自然再生事業実施計画（変更）】

始めに上サロベツ自然再生協議会より上サロベツ自然再生事業実施計画の変更内容について説明があり、次に事務局から本事業計画変更内容に対して自然再生基本方針に即したのものとなっているか確認した結果、事務局としては自然再生推進法に基づく助言は要しないとの考えが説明された。委員と実施者による主な質疑応答は次のとおり。

○上サロベツの取組では、植生とオオヒシクイ以外の生物に関する情報がどのくらいあるのか。植物や水生生物でも希少性の高いものがあるのではないかと。

⇒上サロベツ自然再生事業では地下水位のモニタリングを主としているが、水生昆虫、鳥類、植物等について多くの研究者により調査されている。

○説明のあった自然再生の取組は対処療法のように思える。また、ササ類の生育地の拡大の原因は何か。

⇒湿原を戻すならば農地や河川を含めて計画を立てる必要があるが、現在は高層湿原を中心に湿原内部での保全に取り組んでいる。ササ類の生育地拡大については、放水路等への地下水流出等により地下水位が下がり乾燥したことが原因と考える。

○自然再生には、一般市民の関与は重要なことである。上サロベツでは地域づくりについても取り組むとのことであるが、アピールをどのようにされているのか。

⇒自然再生事業の中には、技術部会と普及部会とがあり、特に普及部会で啓発活動を行っている。ただ、過疎化により担い手は減少傾向にある。今後いかに自然再生事業を継続していくかが課題である。

○この自然再生事業実施計画からは最終形が見えてこない。計画を作る段階で、過去や現在の生物の状況を調査・提示し、再生に必要な事実を出し、目標に向かうことが大切である。

○現地の状況に合わせ、順応的に計画を変えられることは素晴らしい。農業や地域住民、生物相などについてしっかりと議論し、目標を設定していただきたい。

⇒現在は、湿原と農地との間に緩衝帯を設置するといった事業も実施しており、農家も含めた地域の方々と協力しながら、それぞれの立場でできることをやっていくということで理解している。

以上の質疑応答を踏まえ、上サロベツ自然再生事業実施計画（変更）について、主務大臣からの助言が必要だとの意見はなかったため、主務大臣からの助言は不要という結論となった。

#### 【議題2 自然再生基本方針の見直しについて】

事務局からの資料4及び資料5を用いて自然再生基本方針の見直しに対する関係者からの意見・アドバイス、自然再生基本方針見直しの論点について報告した。委員からの主な質問及び意見は以下のとおり。

##### ◆論点②現行基本方針の記載の強化（生態系の防災・減災機能の発揮の推進）

○自然再生の枠組みの中で、Eco-DRR などについては事例が少なく、ぜひ情報収集して発信していただけるとよい。

##### ◆論点②現行基本方針の記載の強化（生態系ネットワーク形成の推進）

○「生態系ネットワーク」という用語については、再検討願いたい。

⇒環境基本計画にも記載しており、他省庁でも使用されている言葉であるため、基本方針のみ異なる言葉を使うことは難しい。

##### ◆論点③関連する法律成立・改正に伴う対応（気候変動適応法成立への対応）

○気候変動適応法成立への対応について緩和策も含まれていると思うので、ブルーカーボンというキーワードを入れていただくと、藻場、干潟の再生等海に関して沿岸域で活動されている方にもアピールできる。

○温暖化に関しては「緩和」と「適応」の観点も書き込むべき。

◆論点④第5次環境基本計画の考え方の反映

○基本方針の見直しにSDGsの考えをとり入れるということだが、単に経済活動を優先することにならないように留意していただきたい。

○今回の基本方針の見直しの強化点は、持続可能な開発目標（SDGs）の考え方の活用と、地域循環共生圏構築への取組が大きいという印象を受けた。これらはとても重要なことであるが、自然再生事業が経済活動につながるという地域循環共生圏構築が実現される一方で、希少種、貴重な生態系等を保全するという本分が軽視されないように注意して進めていただきたい。

◆運用の見直しによる課題対応

○これまでPRが不足しているとの思いがあったため、自然再生推進法とその取組がさらにPRされることを期待したい。

○自然再生全体構想作成の手引きを作成することだが、どこをターゲットにしているのかが良くわからなかった。

○自然再生推進法について、まだ知らない人が多いようだ。環境省レンジャーでもあまり深くご存じない方もあるのではないか。パンフレットを作るだけでなく、自然再生推進法のことをもっと広く知らせていただいてはどうか。

○自然再生の現場では自然再生推進法の仕組みが“知られていない”ことが多い。また、行政を説得して協力体制を構築することも大変であることから、“住民たちでやれることをやるしかない”という思いで活動している市民団体も存在すると思う。

◆その他（法定協議会のメリット）

○法定外協議会の方々からメリットが見えないとコメントされていることに対して、どう応えるかが重要。以前、私は、エコツーリズムのことを紹介して経済的なメリットについて申し上げた。経済的なメリットのみを目的にすると歪んだものになるが、取組の結果として経済に結び付くことは重要だと思う。

○法定協議会にするメリットが、まだよくわからない。国内には自然再生に関わる「協議会」と明記していなくても、例えば「フォーラム」と銘打っている取組もあると思うが、そうした取組が法定協議会化することのメリットは何か。

○法定協議会の設立について、行政が事務局として関わっているものが一般的だと思う。資

料4に掲載のある法定外協議会のような、既に自然再生に取り組み始めている団体に法定協議会に加入していただくよう働きかけてはどうか。法定協議会になることでメリットになることが伝われば、もっと法定協議会は増えるのではないか。

⇒既に活動している団体についても、法定協議会になることでさらに充実した活動ができるようになるなどのメリットは生まれると考えており、そういった団体にも一層のPRを進めて参りたい。

○自然再生推進法に基づく自然再生の取組は、地域の発展の中で、情報交換しながら、直接民主主義で選択され、役割分担され、それぞれがボランティアですすめながら情報交換されるところに意味がある。また、自然再生事業実施計画が作成されればそれはフォーマルな形となり、国際的にも発信できるものになり、企業等も関わりやすくなる。10年、20年でも繋がっていくというところでは、経済的なものがなくても持続的に活発に活動されている。また、全国会議も年に1回程度開催されており、全国の団体と情報交換する場が存在するというのも意義があると感じる。

○自然再生取組についてボトムアップを重視するのであれば、体制づくりや資金的な援助など活動の応援になるような仕組みを育てていただきたい。

#### ◆その他

○小さな自然再生のような法定外協議会を具体的にどう扱うかについて。基本方針の中に記載がない。

○国全体の生物多様性保全施策の中で、自然再生がどのような役割を果たしているのか明らかにすることが必要。

○自然再生の取組はこれからもっと広げていくべきであり、今後は海での自然再生活動に対しても積極的にバックアップしていく姿勢もどこかに入ってくるとよい。

#### 【議題3 その他】

その他の報告事項として、事務局より以下の3件について報告があった。

##### ① 北潟湖自然再生協議会の設立について

平成30年11月に、5年ぶりの法定協議会として北潟湖自然再生協議会（福井県あわら市）が設立された。これに因み、専門家会議委員の皆さまにもお声がけして北潟湖自然再生協議会の現地調査を行った。

② 生態系ネットワークパンフレット制作の紹介

今年度、国土交通省、農林水産省、環境省が連携して生態系ネットワークに関するパンフレットを作成した。ホームページでも掲載している。

③ 自然再生全体構想作成の手引き制作の紹介

今年度、自然再生推進法に基づく自然再生全体構想の作成の手引き制作に取り組んでいる。内容等について助言をいただきたいと思っているので、その際にご協力をお願いしたい。

(以上)